

認定NPO法人制度及び 県指定・市指定制度説明会

～認定・指定NPO法人になると寄附金が集めやすくなります～

1 認定（特例認定）NPO法人制度

認定NPO法人制度の概要や取得のメリット、申請手続き方法について、ご説明します。
また、令和7年4月から開始した「ふるさと納税を活用したNPO指定寄附」もご紹介します。

2 県・市NPO法人条例指定制度

県指定NPO法人制度及び県内の条例指定制度の概要や取得のメリット、申請手続き方法について、ご説明します。

- 日 時： 令和7年11月19日（水）15時00分～17時00分（受付開始14時45分）
- 会 場： 藤沢市役所 5階 5-1・5-2会議室
- 対 象： 神奈川県内に主たる事務所を置くNPO法人の事務に携わる方
※認定（特例認定）NPO法人制度は、神奈川県知事が所轄庁となる法人を対象とした説明となります
- 定 員： 30名
- 申込方法： 指定NPO法人制度・認定NPO法人制度説明会のお知らせホームページにて
令和7年11月12日（水）までに下記申込みフォーム又は裏面の二次元コード
にてお申し込みください。
(URL)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f370165/p942008.html>

- 留意事項： ●多くの方にご参加いただけるよう、1団体につき、2名以内でお願いします。
- 定員になり次第、締め切らせていただきます。
- なお定員を超える申込みがあった場合には、先着順とさせていただきます。
- 開催について変更がある場合、申込みいただいた方へ直接ご連絡させていただきます。
- 資料は当日参加者に配布します。

参加無料

問い合わせ

神奈川県政策局政策部NPO協働推進課 横浜駐在事務所
〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2（かながわ県民センター8階）
TEL：045-312-1121（内線 2865～2868）

認定・指定NPO法人制度説明会 参加申込み は、

スマホで 行えます！

申請はこちら



キャッシュレスで
納付できるね！



窓口に行かなくて
楽だね！



いつでも、好きな時に
手続きできて、便利！



この手続への問合せ先： 政策局政策部 NPO 協働推進課 横浜駐在事務所
電話番号： 045-312-1121 内線 2865～2868

e-kanagawa 電子申請では、24 時間 365 日、インターネットを利用してスマートフォンやパソコンから各種申請・届出などの行政手続や講座・イベントの申込み、申請等の状況照会などができます
また、手数料等をクレジットカードやスマホ決済でお支払いいただくことができます

■ システムの操作に関する問合せ
固定電話から 0120-464-119 (平日 9:00 ～ 17:00)
携帯電話から 0570-041-001 (平日 9:00 ～ 17:00)

■ 電子申請ポータルページ ➡

